

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 21 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

外国資本による農業ビジネス投資の動向

今月 7 日に外国資本による豪州農地投資に関する報告書が公表されました。報告書では、各州の農地に占める外国資本の保有割合（全国平均 13.6%、北部準州 30.1%、タスマニア州 21.8%、西オーストラリア州 15.6%、クイーンズランド州 13.0%、西オーストラリア州 10.9%、ビクトリア州 5.1%、ニューサウスウェールズ州・首都特別地域 4.1%）、国別投資割合（1 位イギリス、2 位アメリカ合衆国、3 位オランダ、4 位シンガポール、5 位中国。日本は 10 位）などのデータが掲載されています（[報告書の概要](#)及び[報告書の原文](#)へのリンクはこちら）。

農業ビジネスに対する外国資本の割合は全体的には低いものの、北部準州などの一部では盛んに行われています。また自由貿易協定の発効により食糧などの輸出が大幅に増加すると見込まれていますので、今後農業ビジネスへの外国投資は活発化する傾向にあるといえるでしょう。農地や農業ビジネスへの投資には、外資審議委員会（FIRB）に対する届出や承認、国税庁（ATO）に対する報告などの各種規制がありますが、法令の手続きに沿って適切に対応する限り、基本的には外国資本による投資が認められる傾向にあります。

外国資本による農業ビジネスへの投資や事業展開には、通常のビジネスへの投資などとは異なった規制や留意点があります。クレイトン・ユッツ法律事務所は、投資規制から遺伝子組換え食品や輸出入の管理規制に至るまで、農業ビジネスに関する規制を包括的に纏めた報告書「[Global Agriculture Law - Australia](#)」を公表しています。農業ビジネスへの投資に関心をお持ちの方は是非お目通しいただければ幸いです。

Japan Practice 紹介サイト



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

無効な違約金条項の該当性に関する連邦最高裁判決

日本の契約書実務では、しばしば契約違反に対する違約金条項を定めることがあります。オーストラリア法では公権力以外が違約金を課すことは許されないという考え方があり、契約書で損害賠償の予定額を定めた条項が「違約金」条項とみなされると無効となります。この違約金条項の該当性の解釈には不明確なところがありましたが、近時、連邦最高裁判所は一定の指針となる判決を下しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

消費者保護法令による保護が与えられる事業者とは

消費者保護法令では「消費者として商品又はサービスの提供を受ける場合」に、製品・サービス保証に関する規制や不招請勧誘規制といった消費者保護規制が適用されます。要件を満たせば、事業者であってもこの「消費者」に該当する場合があります。その要件の1つとして「支払金額が4万ドルを超えない場合」という基準がありますが、ここではこの基準の該当性を具体的にみていきます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オンライン・レビューに関するガイドラインの最新動向

近年、オーストラリア自由競争・消費者委員会（ACCC）は、製品・サービスに関するオンライン・レビューの在り方について強い関心を有しています。ACCCが2013年にオンライン・レビューに関するガイドラインを発行したことに加えて、先月、ACCCを含めた各国の規制当局による国際的な団体である「国際消費者保護・執行ネットワーク（ICPEN）」が新たなガイドラインを公表しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

均一価格の取決め（パリティー条項）の競争法上の議論

Expedia や Booking.com などのオンラインホテル予約サイトでホテルを検索すると、多くの場合宿泊料金がどこも同じとなっています。この均一価格の取決め（いわゆる「パリティー条項」）は健全な価格競争を阻害しているとの指摘があり、ACCC は大規模な競争法調査を行いました。その結果、Expedia 等は、パリティー条項を大幅改訂しましたが、ホテルには依然として価格設定の制限が課されています。このパリティー条項に関する競争法上の議論について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

第三者を交えた職場における「いじめ」調査の必要性

従業員が職場において「いじめ」を受けたとして、雇用主を相手方としてフェアワーク委員会にいじめの停止を求める申立てをした事案において、委員会は「従業員による『透明性の欠如や先入観のため、いじめに関する内部調査が不十分である』との主張に対抗する上で、雇用主としては独立した第三者を調査に関与させることが賢明であろう」との意見を下しました。どのようなタイミングで第三者に関与させるべきか、また外部の第三者でなければならないのか等、職場いじめの調査に関する留意点を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

新製品を販売する際にデザイン登録の検討を忘れずに

新しいデザインを備えた新製品を販売しようとする場合、競合他社が似たデザインの製品を販売することがないように、オーストラリア知的財産庁（Australia IP）に当該デザインを登録すべきかどうか検討する必要があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

最近行われたセミナーのご報告

1. ブリスベン日本商工会議所セミナー「豪州 M&A 取引実務」

2016年8月12日、ブリスベン日本商工会議所主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講演を行いました。豪州 M&A は、Public M&A、Private M&A 及び事業 M&A に大別することができますが、これらの M&A について調整スキーム（Scheme of Arrangement）などの豪州特有の法制度も踏まえながら概説するとともに、レシーバーが行う入札 M&A 案件の特徴と注意点、買収監査（デューディリジェンス）と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点などにも触れながら解説を行いました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015

年 12 月 1 日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015 年 10 月 7 日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～ 1 ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

4. オーストラリア農業投資セミナー

2015 年 10 月 1 日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪 EPA 締結に続き TPP が大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 (「ビジネス法務」2016 年 4 月 Vol.16 No.4)

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました (共著)。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015 年 12 月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の留意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization（ARES）（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木正俊弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 樋口彰
（日本法弁護士・日本から出向中）
直通電話：07-3292-7991
メール：ahiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。